

## 北海道相撲連盟主催相撲大会開催上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

北海道相撲連盟

## 1. ガイドラインの位置づけ

- (1) 大会開催に当たっての基準
- (2) 開催時における感染拡大予防のための留意点

## 2. 基本的な考え方

以下に示すガイドライン等を踏まえ策定する。今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得る。

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針～新北海道スタイル～（北海道）
- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（スポーツ庁）
- ・「スポーツイベント再開に向けた感染予防ガイドライン」  
（公財 日本スポーツ協会・公財 日本障がい者スポーツ協会）
- ・相撲における競技会再開のガイドライン（公財 日本相撲連盟）

## 3. 大会実施時の感染防止策について

以下の内容の他、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項については、チェックリスト化し、適切な場所（大会の受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、北海道相撲連盟役員だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組む。

## (1) 相撲大会の参加募集時の対応

開催要項に以下の留意事項を明記し、プログラムに掲載し徹底を図る。また、準備委員会で競技時間の短縮に向けた検討を行い、感染リスクの低下を図る。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（大会当日に確認を行う。）
  - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、北海道相撲役員等との距離（できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、北海道相撲連盟（以下本連盟と表記）に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

## (2) 参加受付時の留意事項

本連盟は、大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行う。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。  
(入場時の検温に於いて 37.5℃以上のものは入場できない。)
- ③ 参加者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑤ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

## (3) 大会参加者への対応

### 1) 体調の確認

本連盟は、大会当日に参加者から以下の情報を書面で提出を求める。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② 大会当日の体温
- ③ 大会前2週間における以下の事項の有無
  - ア 平熱を超える発熱
  - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
  - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - エ 嗅覚や味覚の異常
  - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
  - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

### 2) マスク等の準備

本連盟は、参加者がマスクを準備しているか確認する。参加の受付、着替え、表彰式等の競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求める。熱中症のリスクが高くなることを周知し、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知する。

### 3) 競技参加前後の留意事項

大会に参加する個人や団体は、大会前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること。

## (4) 本連盟が準備等すべき事項

### 1) 手洗い場所

本連盟は、会場管理者と協力して参加者が大会開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保する。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。

④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

## 2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられ、本連盟は、まわしを身につける更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

## 3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることから、本連盟は、利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理する。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること。

## 4) 飲食物の提供時

本連盟は弁当や栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うこと。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する。
- ③ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

## 5) 観客の管理

大会に観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとる。十分な間隔が保てない場合は、無観客とする。また、入場者名簿に記入を求め、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。

## 6) 大会会場

感染防止に関する安心宣言や注意事項を会場内の適切な場所に掲示し、周知を図る。また、屋内土俵で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があり、具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。会場選定に当たっては密集対策として参加者（選手・役員）が、最低 1 m の間隔を保つことができる施設を選定する。東西の土俵溜では、選手・副審の距離を可能な限り保つ。土俵の砂は新しいものと取り替える。

## 7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。

## (5) 競技中の留意点

本連盟は、競技者に以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底する。

### ① 選手

- ア 消毒薬を噴霧したまわしを使用するなど、清潔なまわしを使用すること。
- イ 競技中は、呼気が激しくなるため、選手は土俵溜まりでは横隊で待機する。
- ウ 取組前後には、手指、顔面、胸、肩等の消毒に適した消毒薬やアルコールティッシュなどで自分の体表面を清拭し、清潔を保つこと。また、自分で出したゴミは自己管理すること。
- エ 競技中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- オ 汗ふきは自分で行き、タオルの共用はしないこと。
- カ 選手同士の大声での声援、指示、指導は禁止とする。また、仲間と手をつないだり、肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を禁止とする。
- キ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。食べ物の取り分けや回し飲みはしないこと。
- ク 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば土俵）に捨てないこと。

### ② 審判員

- ア 主審以外の審判は、競技中もマスクを着用する。
- イ 主審は、飛沫拡散を配慮し、通常より1歩程度後ろで動作を行う。
- ウ 主審の判定に異議・疑義が生じた場合、審判員はマスク着用の上、隣の審判員と通常より若干の距離を取って協議を行う。

### ③ 監督・コーチ

- ア 競技に関する指導だけでなく、「三密」を避ける行動、衛生保持についての指導も行う。
- イ 作戦指導・指示等は、控えに入る前に済ませ、その後の大声での指導・指示・応援は行わない。
- ウ 真正面からの指導・指示は避ける。

## (6) その他の留意事項

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会当日に参加者より提出を求めた情報（上記（3）1）について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておく。また、大会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。加えて、現在、導入されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用することが望ましい。